

平成23年度第5回江東区外部評価委員会
(第2班ヒアリング)

1 日 時 平成23年7月21日(木)
午後7時00分 開会 午後9時12分 閉会

2 場 所 江東区防災センター2階第21会議室

3 出席者

(1) 委員()は欠席

藤 枝 聡	(牧 瀬 稔)
トーマス 理恵	山 口 浩

(2) 関係職員

(政策経営部長	大 井 哲 爾)
地域振興部長	菊 間 恵
区 民 部 長	石 川 広
こども未来部長	海老澤 孝 史
教育委員会事務局次長	梅 田 幸 司
広報広聴課長	菊 地 明 子
地域振興課長	伊 東 直 樹
文化観光課長	小 林 秀 樹
区民協働推進担当課長	吉 野 正 則
区 民 課 長	山 岸 了
子育て支援課長	中 村 保 夫
指 導 室 長	浅 岡 寿 郎
文化コミュニティ財団管理課長	梅 村 英 明
文化コミュニティ財団文化センター管理事務所長	川 口 和 也

(3) 事務局

企 画 課 長	押 田 文 子
財 政 課 長	大 塚 善 彦

4 傍聴者数 0名

5 会議次第

1.開会

2.ヒアリング

(1)施策17「コミュニティの活性化」

(2)施策20「文化の彩り豊かな地域づくり」

3.その他

4.閉会

6 配付資料

- ・席次表(施策17・20)
- ・委員名簿
- ・関係職員名簿
- ・施策17 施設評価シート
- ・施策20 施設評価シート
- ・外部評価シート(施策17)
- ・外部評価シート(施策20)

午後7時00分 開会

班長 そろいましたので、早速ですが、江東区外部評価委員会第2班ヒアリング、3回目になりますが、開会させていただきたいと思います。

それでは、早速ですが、内容のほうに入らせていただきたいと思います。まず、本日の対象施策でございますけれども、施策17「コミュニティの活性化」、それから、施策20「文化の彩り豊かな地域づくり」の2本でございます。

初めに、お手元の資料の確認をお願いいたします。席上に配付しております会議次第に資料の一覧がございますので、不足がございましたら事務局までお声がけください。

また、席次表につきましても、施策ごとにおつくりして、お配りしておりますので、それぞれ確認をいただければと思います。

ヒアリング

(1) 施策17「コミュニティの活性化」

班長 それでは、早速ですが、内容のほうに入っていきたいと思います。初めに、施策の主管部長さんより、施策17番の現状と課題、今後の方向性につきまして、5分程度でご説明をお願いいたします。

関係職員 よろしくをお願いいたします。それでは、施策17「コミュニティの活性化」についてでございます。

まず、17の施策を取り巻く社会環境、それから、区民要望等の変化でございますが、一番大きな変化というのは、江東区の人口が急激に伸びているということでございます。平成18年に43万1,000余の人口が、平成23年には47万2,000余の人口になっているということで、1月1日時点での比較ですけれども、9.5%の増ということでございます。また、外国人登録者数も大幅に伸びておりまして、平成18年1万5,437人から、平成23年には2万1,479人ということで、こちらのほうは40%に近い伸びとなっております。こうしたことから、人口増に伴うさまざまな影響が、よい意味でも悪い意味でも出てきているという状況でございます。

人口増は、一般的にはまちに活力を与えるということがございますけれども、居住年数の長短によって、コミュニケーションの不足というものが出てくる。そうしたことに起因します影響が、いろいろな生活の面でもさまざまなトラブルという形で出てきております。例えば、外

国人登録者の方との間では、ごみの出し方から始まりまして、生活習慣の違い、あるいは文化の違いから来るずれ、こうしたものをめぐってのトラブルが起きたり、そうしたものがあるといってございます。また、日本人の中でも、やはり長く住んでいる方と新しく江東区民になられた方、そうした中では、やはり意識の差といいますが、そうしたものが出てきているという部分で、これまでのような江東区では、どちらかと言えば、下町という言葉に代表されず情緒的な部分での地域のつながりがございましたけれども、それよりは、むしろもっと理に沿った形での地域というものを求めている方が増えてきているという、そうしたものがございます。

江東区では、区政世論調査によりませば、長期居住者、いわゆる20年以上の居住者と、生まれてからこのかた江東区を離れていない方の率というのは、55.9%ということでございますので、ほぼ半数以上の方が江東区に長くお住まいだということでございます。

そうした一方で、江東区は定住意向というのが非常に高いというのもございまして、平成21年の、やはりこれは区政世論調査でございますが、91.1%の方が江東区に定住意向があるということでございます。ちなみに、平成17年では87.8%、平成19年では87.5%ということで、80%台後半でしたが、ここへきて、それが90%を超えたという状況でございます。

このように住民の方々が増えたということで、行政だけでは解決ができない、あるいは対応しきれない、こうした部分を、さまざまな形で主体的に活動を行って取り組んでいる団体が増えているということがございます。いわゆるボランティアでございますけれども、現在、登録ボランティアの団体は87、また、NPOは156という状況にございます。

5年後の予測ということになります。この形で参りますと、やはり先ほど申し上げました、コミュニティに対する考え方のずれというものが次第に大きくなっていくだろうということと、それによって、コミュニティの中心となるリーダー、こうしたリーダーになろうという方も減っていくだろうということで、やはりリーダーの育成というものが大きな課題になってくるのかなということと、それと関連しますけれども、地域コミュニティの存立・存続、これ自体が危うくなっていく状況というのが出てくるのではないかとこのように予測をしております。

それで、では、江東区としてはどのような取り組みをしているかということでございますが、コミュニティ活動への参加促進ということで、町会・自治会に対しますさまざまな支援活動、さらにまた、コミュニティ活動支援事業の1つとして、昨年からはじめましたけれども、区民との協働によります事業の推進、この事業につきましては、昨年からはじめまして、結果的に

2つの事業が採択をされまして、23年度から、その事業の実施に向けての取り組みが進んでいるところでございます。

それから、それと関連いたしますが、コミュニティ活動の情報発信事業、こうしたものやっていますということで、ポータルサイトの構築というものを現在進めてございます。これにつきましては、今年の秋口を目途に稼働させていきたいと思っているところでございます。これにつきましては、やはり長期計画の区民アンケートによりますと、区報・ホームページなどのコミュニティ活動の情報発信認知度、これが56.5%ということで、決して高くはないという状況にございます。

それから、コミュニティ活動の環境整備ということで、区民館・地区集会所、そうした区民が集い活動できる場というものも整備をしてきているところでございます。文化センター関係では12施設、区民館が10施設、地区集会所36、全部で58の施設がございまして。こうした施設につきましても、いろいろな方が使えるようにということで、いわゆるバリアフリー化も図っているところでございまして、入り口のスロープ化、あるいはエレベーターの設置、こうしたものにつきましては、ほぼその整備が完了しているところでございます。

さらに、世代・国籍を超えた交流の促進ということで、外国人の方を対象といたしますイベント、これは主として外国人の方の相談等にのっているボランティア団体、こうした団体を中心とした事業という形で思っております。さらに、区民向けの事業といたしましては、区民まつり事業、さらに、これはまちのほう为主体となつてございまして、江東花火大会、こうしたものも事業として実施しているところでございます。

課題といたしましては、だれもが参加しやすい環境整備、そうしたものをさらにどうやって充実を図っていくかということを考えてございます。さらに、さまざまな形で活動しております団体の活動内容や、これをどのように行うか、さらには、町会・自治会組織の活性化、こうしたものにも手を差し伸べていく必要があるだろうと考えてございます。前後いたしますが、平成22年でございまして、江東区の全世帯に対する町会・自治会等へ加入している世帯の割合というのは、63.72%ということでございます。これは年々下がってきております。つまり、人口が増えてきているのもございますが、それを割り引いても、やはり確実に下がってきているという傾向にあるということでございます。

今後の施策の方向性でございますけれども、江東区に住み暮らす人々が主体的に活動できる環境を整備していく、その方針のもとに、情報発信、あるいは、ボランティア団体との連携、こうしたものを強化していくというのが、今後の施策の方向ということになるかと思っております。

以上でございます。

班長 どうもありがとうございました。それでは、質疑のほうに入っていきたいと思います。

基本的に進め方というとなんかあれなんですけれども、今、主管部長さんよりご説明いただいた中にもありました、施策を実現するための取り組みにおおむね沿うような形で、事前に少し確認をこちらでも行いましたので、大体この施策を実現するための取り組みの順を意識しながら、緩やかに進めてまいりたいと思います。

それでは、早速なんですけど、幾つか関連してご質問等いただければと思います。

委員 私は地域活動をしている者ですので、この機会にぜひ確認をさせていただきたいことがあります。

1つは、一般的に言われる町会と自治会の違いは何かということ、あるいは、町会が存続している法的根拠といえますか、私たち町会活動をしている人間からすると、よりどころはどこにあるんだろうかという、補助はいただいておりますけれども、そういうことをちょっと確認したい。

それから、町会・自治会というのは、自由に使っているものかどうかということもお伺いしたい。私、マンションに住んでいるんですが、マンション単独で町会をつくっております、町会という名前で登録しているものですが、それが自由に使えるものかどうかという。これから新しいマンションもたくさんできてくると思うので、そこらあたりと、それから、もう1点、町会・自治会は、上部団体である連合会に加入しないといけないものかどうかというところを前段で整理させていただきたい、教えていただきたいということです。

班長 まず、ちょっと基本的なところになりますけれど、3点出ましたけれども、質問を繰り返すことはいたしません、今出ました質問に対しまして、順次ご回答いただければと思います。

関係職員 何点か町会・自治会に関してご質問がありましたが、まず町会・自治会の違いということでございましたけれども、町会・自治会は、機能ですとか名前の違いはございますけれども、基本的に違いというのはございません。ただ、一般的に平場の部分では町会、あるいは、集合住宅のところでは自治会と呼ぶような習慣といえますか、慣習はございますけれども、機能的には違いはございませんし、区としても、これらに対して違うような対応はしていないところでございます。

それから、町会の法的根拠ということでございますけれども、補助を受けていらっしゃるということでございましたけれども、基本的に法的根拠というのはございません。こちらはあく

までも区民の方が、地縁といいますが、たまたま近くにお住まいになっている地域を地縁としてつながっている任意団体ということでございます。そういうことで、法的根拠というのはございません。ですので、1つは、いろいろ問題が出てきているんですけども、例えば町会がお持ちの財産ですとか、そういったもの、例えば町会長が亡くなられたりしたときに、町会会館を持っていたといったときに、それをどう引き継いでいくのかといったような問題があるので、我々は町会の法人化ですとか、そういったお願いはしているところですけども、町会自体は任意団体ということですので、法的根拠はないということでございます。

それから、補助というお話がございましたけれども、区はいろいろ補助は実施してございますが、おそらく委員がおっしゃられたのは、我々が事務委託として、いろいろ区の委員会ですとか審議会に町会の方からご出席をいただいたり、あるいは防犯とか交通安全、こういったご協力をいただいたり、あるいは日赤の共同募金、こういったもののご協力をいただいたりとか、いろいろ町会の方にポスターを掲示してもらったりとか、いろんな事務の、区の施策のお手伝いをお願いしているところがございまして、こういった部分に対して、区から委託金というのを出してございます。これは、委員のほうからおっしゃられたように、かつては補助金的な意味合いというか、性格があったんですけども、やはりここら辺どう使われているのか不透明だといういろいろご意見等もございまして、見直しをして、今は、補助委託要領というのをつくりまして、事務委託ということで実施しているところでございます。

それから、町会という名称を自由に使っていいのかどうかということだったかと思うんですけども、基本的に任意団体でございますので、名前については、自由に使っていただいて結構でございます。

それから、上部団体の連合会に加入すべきかどうかというお話でございますけれども、一番ベースとなる単組の町会、あるいはマンションの自治会というものが区内で270ちょっとあるわけでございますけれども、その上部団体といいますが、エリアで分けした町会が連合した連合町会というのが8つほどございます。その上に、さらに全体の連合会を取りまとめる区町連というのがございます。さらにその上には、都町連というのがございまして、さらに全国の組織があるといった、そういうヒエラルキーになってございます。連合町会に加入するかどうかというのは、これも任意ということでございます。地区によっては100%の地区もございまして、平均60%、70%ぐらいの地区もございます。

以上がご質問のあったところだと思います。

班長　では、今のことに関連して。

委員 すいません、もう1点だけ。

先ほど区内270団体と言われましたけれども、実際にはもっとあるのではないかなと思っているんですけれども。というのは、先ほどの事務委託費を支払っている先というのは、もっと数が多いのではないかなと思うんですけど、そのあたりの数字というのはわかりますでしょうか。

関係職員 区が事務委託費を払っているのは、275団体でございます。これに、連合町会がありまして、さらに区町連という形、それを合わせますと10ぐらいありますけれども。ですから、全部で285とか、そういう数字になります。

もちろん、私どもが町会として事務委託費を払っていない、例えば、マンションの中でも管理組合みたいなものがございすけれども、管理組合で自治会をつくっていないというところもございすので、そういったところは町会としてのおつき合いといいますか、区と関係はないんでございすけれども、つまり、事務委託費を払ってという関係にはないんですが、そういったところはたくさん数がございす。そういったところが、冒頭の説明にもありましたように、区内の町会の加入率というのが、今、平成22年度の段階で64%ぐらいなんですけれども、すべての世帯が町会に加入していないと言ったのは、そういった部分でございす。

委員 すいません、最初が長くなって申しわけないんですけど、先ほどマンションの管理組合って言われましたですね。管理組合って、分譲型でいきますと、理事会というところで実際に運営されていると思うんですが、管理組合の管理規則といいますか、その中に理事会として、管理組合としての本来業務に、地域コミュニティの形成という文言があるんですね。そこに対して、それは本来業務に入ってきていて、それから、地域コミュニティの形成費を一般管理費から出してもいいというふうに、今、変わってきているんですね。私どものマンションもそういうふうにして、全住民を町会員にしたわけですけれども、町会費は当然一般管理費から出ている、それで、なおかつ、事務委託費もいただいているんですけれども。そういう意味で言うと、これから先の話になると思いますけれども、大型マンション等は必ず管理組合の設置が義務づけられておりますし、その本来業務の中にもコミュニティの形成というのも入っていると思うので、その辺を拾っていくと、もっとも実態よりは、機能しているかどうかはちょっと別にしまして、実際に動いているところはたくさんあるのではないかなと思ひまして、ちょっと追加の質問をさせていただきました。

班長 むしろ内容的に入っている話なんですけど、このまま続けたいと思ひます。

関係職員 今、管理組合と自治会のお話がありましたけれども、実は、町会と自治会という

のは、先ほどもお話ししましたように、区別はないんですけれども、町会・自治会と管理組合というのは、これは大きな違いがございます。管理組合というのは、区分所有法というマンションを管理する法律がございます、この区分所有法の中で、必ず設置しなければならないというのが管理組合になっています。管理組合の構成員というのは、つまり、マンションの区分所有者ということになっています。区分所有者ということですから、そこにお住まいかどうかというのは、また別な話でございます。つまり、マンションを買ったけれども、投機のために買った、だけれども、ここに住むのは別の人が住んでいるといったことがございます。

町会の場合は、これは当然、何丁目という、例えば東陽一丁目とかいう場所があって、エリアがあって、そこにお住まいの方たちで構成されているというのが町会・自治会でございますので、つまり、今の区分所有の方というのは、町会員にはなり得ないといえますか、概念からすると、ちょっと別な方という形になるんですね。ここが、つまり、今、江東区の中でも、人口が増えて、世帯が増えているわけですが、主に臨海部のマンションを中心に増えているわけですが、そのマンションを構成する管理組合の構成員と、我々がおつき合いをしたい、地元に住んでいる自治会の構成員というのは、実は若干違うということがございまして、ここが町会の加入率を上げる1つの壁になっているところでございます。

先ほど委員のほうから、管理規則の中に町会コミュニティにも配慮するような規定があるんだというお話がございました。実はこれは平成16年に法改正がございまして、これは国土交通省がつくっている法律なんですけれども、この中で、以前はマンションの管理組合規定はばらばらだったわけがございますけれども、近年、マンションにお住まいの方が多くなってきたものですから、ここら辺を統一するために、国のほうで一種の標準規定のようなものをつくっているんです。その中に、平成16年の改正の中に、管理組合の中にも地域コミュニティに配慮するんだという文言を入れたわけなんですけれども、実はこの地域コミュニティに配慮するという文言は、我々からすると、極めて狭義の、狭い意味の地域コミュニティということになってございまして、あくまでもそのマンションの集合体の方たちが、お互いに毎日顔を見合わせてトラブルがないように、あるいは、将来マンションを計画的に修繕・改築できるようにという、マンションの住民同士の地域コミュニティというのがメインでございまして、それ以外にも、マンションの管理組合等の方が、地元の町会とおつき合いする限りにおいてのコミュニティという形になってございまして、そういった方が町会に参加する会費みたいなものは、管理組合で出していいということになってございます。

管理組合の主な目的というのは、マンションの共有部分の管理というものが非常に大きな問

題になってきています。一方、町会・自治会というのは、そういったものは関係なしに、地元に住んでいる方の地域のコミュニティということになっていきますので、若干こちら辺の微妙な差が、実は町会への加入の問題として大きな要因の1つになっているところがございます。ちょっと難しい話なんですけれども。

班長 今に関連して。どうぞ、続けてください。

委員 今のお話はよくわかるんですが、私どもの、国土交通省の標準管理規約に基づいて会則を変えて、あえて居住者を優先した町会を、もともと町会はあったんですけれども、全戸加入にさせた経緯があるわけですね。あまり狭義というふうには思っていないくて、もともと町会というものがあったものですから、そこを全員加入させるために、そういう手段をとったという。ですから、私どもは500弱の世帯があるものですから、このマンション一つが単独の町だというところをわけてしまっていて、管理組合の理事会と町会の部分とが、それと、あと管理会社とか、いろいろ地域にありますけれども、そういうものが三位一体になって初めてすばらしいといえますか、グレードアップしたマンションになるんだらうと、そういう考え方できているんですね。ですから、これから先も、大型のマンションができればできるほど、そういうところに行行政がもっともっと支援していく必要があるのではないかなということもあわせて、冒頭に質問させていただいたわけです。

班長 今の点、いかがでしょう。

委員 私は豊洲地区に住んでいて、いわゆる新住民に分類される者なんですけれども、やはり町会があるのは知っているんですけれども、活動自体はほんとうに年に1回、夏祭りを行っているのにおみこしを担ぐ人を募集しますぐらいしか見かけたことがなくて、ほかに何をやっているのかがわからないというのが実情でして、こちらで掲示板の設置とかと書いてあるんですけど、そういうものをあまり見たことがない気がするんですね。そういうふうに、そういうのを積極的に取り組んでいないのかもしれないんですけれども。特に夏祭りはお盆の時期なので、参加できる人が結構少なかったりすると思うんで。その他、町会が何をやっているのかというのも、参加したくてもよくわからないというのが実情だと思います。

多分、豊洲・東雲エリアというのは新しい人が多いので、なかなか昔からの町会にはなじみづらいというのがあると思うので、もっと積極的に何か新しい人が入っていけるものを作っていくというのを、町会頼みではなく、区のほうでも何か支援をしていくと、もっと入っていく人は多いのではないかなとは思いますが、そういった試みというのはやっていってほしいかなと思います。

関係職員 おっしゃるとおり、マンションにお住まいの方だと、今まではプライバシーに配慮して、あまりかかわりたくない。しかも、マンションの管理組合のほうで、ごみも集めてくれるし、マンションをつくるときに、事前指導と言いまして、マンションの中に集会所をつくってください、それから、掲示板をつくってくださいという指導をしていますので、マンションに入られる方は、そのときにもう既に一定程度、管理組合は法的につくらなければいけないということでございますので、町会に入って何のメリットがあるのというのがありまして、なかなかそこら辺が町会に入っていだけない、旧態依然とした組織に入るには抵抗があると、特に新しい方ですね。そういった若い方を中心に、そういったことがあったんですけども、最近、こういった震災の影響がございまして、やはり自助、お互いに助ける共助、それから最終的には公助というのがあって、もともと自助だけでいいよと言っていた方が、やはり公助も大切だし、お互いに助け合う共助というのも大切だねと。そのときに、マンションだけでいいのか、あるいは、マンションを超えたおつき合いが必要なのかというところで、今、こういった町会・自治会みたいなものを見直しがされてございます。

こういったことを我々も今チャンスだと思っております、こういった中で、なるべく、先ほど申し上げましたように、管理組合と 委員のお住まいのところは非常にうまくいっているケースだと思うんですけども、実は管理組合はつくるけれども、自治会というのは、メンバーが違う、総会をやると自治会の設立はなかなかオーケーがもらえない、さらに町会費を何百円か取るというのは非常に抵抗があるんだということになってしまいますと、なかなかできないというのがあるんですけども、我々としては、忍耐強くいろいろやっていきたいと思っています。

具体的にどうということはないんですけども、特にマンションなんかですと、もう既にマンションの中に憩いの場所があるとか、もう既にマンションをつくる段階で我々が指導してしまっていますので、特にないんですけども、特にこういった防災の横のつながり、あるいは、生活の中の潤いといいますか、やはり住んでよかったというのは、単にそこに住んで便利だとかいうのではなくて、やはり土地自体に愛着を持つ、例えば下町のお祭りですとか、そういった雰囲気の中で、江東区に住んでよかったなど、自分のふるさとと呼べるなという、愛着を持っていただかないと、なかなか定住意向、ほんとうに住んでよかったというものが出てこないと思うんですけども。そういった総合的な面で、やはり定住意向を高める中で、町会・自治会、自分たちの地元の人たちとのおつき合いというのを広めてもらうような形で、我々、区民まつりをやったりとか、いろいろ地域のお祭りに対して助成をしたりとかしてございますけれ

ども。そういった人とのつながりの中で、ぜひともそういった町会に入ってもらえるような形で、町会というのはあくまでも任意の団体ですので、入る入らないは自由ということで、強制はできないわけですが、そういった中で広めていきたいなというふうに考えてございます。

委員 私が入っているマンションは、町会に入っているんです。共益費が何かから引き落とされて、そのままお支払いをされているような形なんですけど、入ってはいはいるものの、活動自体は何も知らないという状況が起きているので、町会に入っている人には何かお知らせが来るとか、そういうようなものがあるだけでも。入っているだけでは、入っている人がどれだけ増えても、結局、コミュニティとして成り立っていないと思うんですよね。なので、コミュニティとして成り立たせるための町会ということによろしいんですね。そうすると、もうちょっと町会としての役割ではないですけど、どういったことを目指すのか。例えば、最初だけでもいいと思うので、こういう活動をやっていますから、こういうことに参加していただきたいな投げかけがあるだけでも、今は一体何をやっているのか全くわからないという状況なので、そういったことを区のほうから何かお知らせなり、何かやってあげるだけでも。町会任せだと、ほんとうにやる気があるところだったら、それこそコミュニティはどんどんできていくと思いますけれども、増やさなくても、最初から地元にいる人だけでいいよというところでは、新しい人たちとは交わってはいけないのかなと思ってしまうんですけれども、そのあたりはどうなんでしょうか。

関係職員 地元の町会に入られているというので、非常にいいケースだと思うんですね。実は平場の町会の中に、いきなり大きなマンションができて、町会に入ってしまうと、世帯数の逆転現象が生じてしまうところがあります。つまり、100世帯しかないぐらいの町会のところには3,000戸ができちゃうと、もう逆転しちゃうわけですね。意見が逆転しちゃうわけです。ですので、平場の町会の中には、別個にマンションで自治会をつくってくれというところもあるわけで、そういう中で、一緒に入られているというのは、非常にいいケースだと思っています。

町会に入ると何かお知らせのメリットがあるのかどうかということなんですけれども、実は区報は今全戸配布してございますし、区報を見ない方でも、インターネット、あるいは区政モニター、あるいは広聴広報、こういったさまざまな制度がございますので、区民の方は、町会に入らなくても、区の情報はいくらでも届くようなシステムがありますので、町会に入らなくても情報が届くということではない状況になっています。

もう少しいろいろ町会の中でも、それぞれ任意の団体ですので、区がどうしろこうしろとい

うのはしていないんですけれども、いろいろ年間の行事があると思います。そういった中に参加していただいたり、あるいは、町会を通していろいろ、昨年国勢調査をお願いしたり、あるいは、こういった委員会の委員の選出をお願いしたりといったことでもございますので、まずは町会の活動の中にご参加いただいて、その中で、できれば区といろいろな接点を持って、いろいろご意見を上げていただくと助かるなというふうに思っております。

委員 今の点に関連して、確認のようなことになってしまうんですけれども、区としては、先ほどのご説明にもあった、町会・自治会の加入率63.72%をできる限り増やしたいということでもよろしいのでしょうか。目標といいますか、指標には入っておりませんが。

関係職員 上げていきたいと思っております。ただ、この率は、あくまでもこれは相対的な率でございます。冒頭のご説明にもありましたように、この5年間の平均をとっても、毎年2,000世帯ずつ加入世帯というのは増えてございます。ただ、それ以上に入らない世帯も増えているということで、相対的に率は低下しているんですけれども、毎年2,000世帯ずつ増えているということで、実は増えているところでございます。

委員 それで人口というか、世帯数の増加のペースに追いついていないという現状だということですね。

追加で、もう1点だけ確認したいのは、この町会・自治会という、あえて言いますと、昔ながらの地縁のコミュニティという装置というか、それを使って、にぎわいとつながりというのはいいんですけれども、具体的に、先ほどご説明があったメリットというところの関連で言うと、やはり一番防災のときの、いわゆる災害時の際のさまざまなセーフティネットといいますが、そういった対応の部分で具体的な効果は、どういうものが一番防災の分野で見込めるとい趣旨で、加入率を上げていきたいという理解でもよろしいでしょうか。

関係職員 それも一つだということです。

委員 かなり大きな一つということでもよろしいですか。

関係職員 そうですね。今たまたま関心を呼んでいるので、なかなか今まで町会の加入、自治会の加入と、やはり古いコミュニティ手法といいますか、どうしても特に若い世代にとっては、古いやり方というイメージがあったんですけれども、今、ここへきて、こういった見直しが注目されてございますので、こういったきっかけに広めていきたいというふうに考えています。

委員 このことについては最後の質問なんですけれども、今おっしゃられた、ある種の古いやり方という部分をあえて使って、若い世帯、あるいは、先ほど話題に出たマンション管理組

合といいますが、集合住宅の部分のところについて、そういう新しい対象に対しても、この古いやり方、古いといいますが、悪い意味ではなくて、昔ながらのやり方のところに入ってもらうということを基本的なスタイルとして考えていらっしゃるということで、おそらく先ほど委員がお聞きになりたかったのは、その仕掛けは何なんですかということだと思えるんですけども、そこはさっき、具体的にはあまりというのをおっしゃられたんですが。改めて伺いますけれども、ある種、簡単ではない問題のように思えるんですけども、では、そういった前提の中で、加入率を上げていく具体的な仕掛けとして、どういったものを考えていくのかということところが一番大きなポイントのような気がするのですが、その点について、繰り返しになりますけれども、改めてコメントいただければと思います。

関係職員 江東区の人口は非常に伸びておりますけれども、実は社会増減によるものが6割とか7割とか8割を占めているところでございます。これはほかの自治体も同じなんですけれども。また、江東区の場合は、出入りも多い、人口の大体5%が新しく入ってきて、5%がまた新しく出ていくといった状況がございます。こういった社会流動が激しい中、それと、江東区の場合はマンションが多いということがありますので、先ほど言った管理組合の問題とかもあるんですけども、基本的にはマンションにお住まいで新しく入られることが多いわけですので。マンションを建てる時に事前協議を業者とやっているわけですけども、あくまでも町会・自治会というのは任意の団体なので、どちらかというをお願いをしたままという状況があるんですけども、今後は多少追跡調査をして、その後、ほんとうに町会・自治会の加入まで、どこまでいったのか、あるいは、もうあきらめてしまったのかというのを追跡調査したり、あるいは、例えばファミリー世帯の分譲のマンション、こういったようなところに対象を絞って、もうちょっとその管理組合の方とじっくりお話をするような機会をつくっていく。そういった中で、古い手法かもしれませんが、町会・自治会への加入もお願いしていきたいと考えているところです。

委員 ありがとうございます。古いということが悪いということをお願いしているのではなくて、今いただいたコメントのところ、非常に合点した部分があるんですけども。逆に、マンション世帯が多いですとか、あるいは、そういったところに、しかしながら、従来の町会・自治会のいいところをなるべくミックスするよなところ、少しも広がっていけば、それ自体、江東区発の新しい地縁コミュニティという考え方にも多分なっていくと思うので、そのあたりは、先ほど委員のお住まいのところはすごく先進的な事例だとか、これはうまくいっている事例だというようなお言葉もありましたので、そういったところの、先ほどおっしゃ

った追跡といったことも含めて、ぜひ前向きに取り組んでいただけるといいのかなというのが私の印象です。

委員 すいません、私はもう1点。

大型のマンションができてくると、先ほど分譲の大型、ファミリー型だったときに、もう一歩進んで、たまたま私のところを事例に出すわけではないんですが、会則に、こういうふうになったらいいですよとか、そういうアドバイスまで踏み込むことができるかどうか。例えば、管理組合の理事長は町会の副会長を兼ねるとかですね。実は私どもは、すったもんだありましたが、そう決めたんですよ。町会長は管理組合の理事となるというふうに、人的交流を図って、情報をそれぞれ役割が違うのは承知しているんですよ。私たちは居住者を対象にしているし、地域あるいは広域の防災を担当しているし、管理組合のほうは財産管理であるし、館内の自衛消防を担当しているとか、そういうすみ分けは承知の上で、そういう人的な交流をされていて、少しくまいていっているのかなという感じになっているので、そこまで踏み込んでアドバイスしてもらとうれしいなという、そういう意見です。

班長 そのあたり、何がどこまでできるかというのはあると思うんですが、今のコメントについてはいかがでしょうか。あまりしっかりできるとかできないとかということまでは触れていただかなくても結構です。

関係職員 今後の新しい取り組みという部分のご提案にもなるかと思しますので、今後いろいろ検討はしていきたいと思えます。

ただ、やはり管理組合と自治会というのは、やはり似て非なるものだと思っておりますので、まずここら辺の違いというのを理解していただいた上で、任意加入の町会・自治会というものをつくっていただくということをまず理解していただかないと、後でいろいろ、これは最高裁まで行った事例等がありますので、いろいろ難しい問題がありますので、そういった部分をきちっとクリアするような形で進めていきたいと思っております。

班長 ありがとうございます。

では、進行の関係もごしますので、関連するかもしれませんから、次の話題といいますが、次の質問に移りたいと思えます。

委員 コミュニティ活動の情報発信ということで、サイトをつくっていらっしゃるといことなんですけれども、ほかの区もそうなんですけれども、ホームページが結構見づらかったりとか、調べたいことがわからなかったりとか、あまり区民の目線には立っていないのかなと思ってしまうところが多々あるんですけれども。今回のこのポータルサイトは、要は、使っても

らうために、いろいろ情報発信するためのものであるということは、区民の意見を取り入れる、何かそういうシステムは取り入れていらっしゃるのでしょうか。

委員 今の質問につきまして、今年の秋にオープンということなんですが、その設計の思想ですとか、あるいは現在の準備状況等を含めて、改めてご説明いただければと思います。

関係職員 もともとの発想が出てきたのが、江東未来会議という、4年前に江東区民150人から組織したところの提言から出てきたお話でございます。それが、基本構想、長期計画というところで、だんだんと具体化してきて、今、具体的に動いているということです。ですので、この発想については、もともとは区民の方から出た声ということですね。

それで、どういうものが必要なのかということは、区の各課から若い職員を選抜しまして、内容を検討しながら、その中で、まちで今ご活躍中のNPOの方、任意団体の方、こういった方をお呼びしまして、意見を聴取しながら、あと、先にやっている自治体の方の担当者を呼んで、ご意見を聞きながら、そういったことで、今、実現に向けて動いているというところでございます。それで、これは動き始めるまでは区のほうで運営しているんですが、動き始めて落ちつきましたらば、運営委員会のようなものを立ち上げまして、区民の方からそういうご意見をいただきながら、メンバーに入っていて、反映させて、どんどん変えていこうというように思っています。

それで、このサイトのポリシーとしては、だれもが使えるということですね。ですので、初めて使う方、それから、今とても使いこなしている方、そういう方、だれでも使えるようなものを目指して、今、構築しているところでございます。

以上です。

委員 すいません、質問がもしかしたらほかのものとかぶってしまうかもしれないんですけども、江東区は外国人がすごく増えているということで、先ほどご説明があったんですけども、外国人の方がものすごく情報をとりづらい。私は主人が外国人である関係で、外国人の方の友達が結構いますし、やっているビジネスの関係でも、江東区に住んでいる外国人の方とお話をする機会があるんですけども、例えば、もう保育園のことが全くわからなかったりとか、幼稚園にどういうふうに入れたらいいかわからなかったりとか、どこに聞けばいいかもわからないという人たちが結構いらっしゃるんですね。なので、そういったことで、サイトの中でもそういう外国人の方に優しいではないですけど、英語だったり、中国語だったりとか、メインになる言語というのは幾つかあると思うんですけども、そういうところは入っているんですかね。

関係職員 このサイトの趣旨が、そもそも今市民活動をやっている方たちの情報を発信していく、それと、何かやりたい、そういうところに参加したい方がその情報を得る、そういうところを趣旨にしているの、今言われたようなことは、江東区のホームページでお知らせできるのかなと思います。それで、今立ち上げているポータルサイトは、江東区のサイトともリンクをしますし、逆に、江東区のトップ画面にバナーをつけていただくような交渉を今しておりますので、そこの行き来は簡単にできるようになるとと思いますので、そこら辺でフォローしていくしか、外国人の方については、それしかないかなと思っています。

それと、あとは、市民活動団体も、ジャンル別にタグをつけますので、その中でインターナショナルといったところを開いていただければ、外国人向けの活動をやっている団体については、そういう情報が入る可能性もあります。ただ、このサイトの趣旨としては、そういうものではなくて、団体活動の発信が趣旨だということで、ご理解いただければと思います。

以上です。

班長 今のサイトのところで何かご質問よろしいでしょうか。

委員 この問題だけではないんですけども、ときどきホームページを見るものですが、デスクトップに江東区のホームページだけ別に立てて、いつでも見られるようにしていますが、なかなか希望のところへ到着しにくいという印象を持ってまして、私がまだ不慣れだということだとは思いますが、もう少しだれもがわかりやすいように 皆さん方は専門家だから、すぐ届くんでしょうけれども、一般の人の意見を聞いてみて、もう少しわかりやすいようにしていただけたらなという感想なんですけれども。

関係職員 その点につきましては、今回はだれもがいじれる、さわれる、参加できるというコンセプトでございますので、業者の選定の際も、そういったサイトをもう長年つくってきているような業者を選定させていただきました。ですので、例えば、昨日、登録団体への説明会をしたんですけども、市民団体の方から、何とか県人会の方とか、コンピュータなんかいじったことないよというような方まで来ていましたので、そういう方たちにもさわれるようなサイトにしていきたいと考えています。

以上です。

班長 サイトの構築のところについては、他の論点とも絡みながら質問が出ましたけれども、とりあえずこのあたりで区切らせていただきたいと思います。

委員 少し質問させていただいてよろしいでしょうか。先ほど、この質疑応答の前半の時間を使って、いわゆる地縁コミュニティの話が出たかと思うんですが、先ほどの施策のシートの

ご説明の中に、一方で、こうした地縁団体とNPO、ボランティアとの連携が課題であるという記述がございまして、まずこのあたりについて、これは何を言っているのかというのを教えていただけますでしょうか。

関係職員 このサイトにおいては、3人以上で団体を組んで、規約があるところはだれでも入ってくださいという、ハードルをととも低くしております。それで、みんなが登録すれば情報発信できますということでやっておりまして、その中では町会・自治会も同じように入っただけ。だから、ほんとうにくだけた話をすると、町会が盆踊りをやるんだけど、太鼓をたたく人がいないんだけどだれかいないかと情報発信すれば、そういう太鼓をたたくようなNPO団体が、うちが手伝いますよと連絡をとる、そういったコミュニティというか、かかわりができてくる、マッチングができる、そういったことも考えております。

委員 ありがとうございます。

今サイトのご説明をいただいて、その部分も今伺えてよかったんですが、もう少し根本的な話として、この一次評価の中に、区民が主体的にコミュニティの発展や課題解決に取り組むまちづくりを推進するために、町会・自治会等の地縁団体と、NPO・ボランティア等の専門的に活動している団体の連携強化が課題であると書かれているんですけども、これはどういう意味ですかということをお伺いしているんですけども。

関係職員 今の現状としては、市民活動団体が狭い分野で自分たちの課題を解決するために動いている。町会・自治会は、地縁団体ですから、またそれとは利益が別ですので、また独自に動いている。そこら辺の連携が今はないのが課題だということで、これをどうつくっていいかということで、今模索しているところでございます。

委員 具体的に、例えば結構なんですけれども、どういうテーマでこういった連携というものが出てくるといいなというふうにお考えになっているのでしょうか。

関係職員 例えば言いますと、例えば地域の見守り事業、お年寄りの見守り事業とかございますけれども、こういうのをやっている、例えば役所が直接やると、独居老人の方とうまく接触もできない。けども、地域の方ならば、お買い物を知っているから、一緒にレジで並んで、顔見知りになってから話せる。そうすると、その後は、そういう見守りのNPOと連携をして、窓口だけを地域の方が開いて、実際の見守りはNPOの方たちがやる。そういったような連携ができればいいなと思っています。

委員 ありがとうございます。事前にそういうことかなとイメージしていたものと付合せてよかったんですけども、おそらくそれを実現していくための手段の一つとして、このポータ

ルサイト、マッチングサイトみたいなものをつくっていかれると思うんですが、それも含めて、そういうことが体系的にというか、きちっと起こっていく仕組みというのは、課題ということなので、これからなんだと思うんですけども、そのサイト以外に、こういった形の仕掛けみたいなものをつくっていくかというあたりについて、現時点で何かお考えがあれば教えていただきたいんですが。

関係職員 昨年度から本区は「協働」という視点を、重要視点として長期計画に定めております。ということで、区のほうの職員にも、今年度から新採研修にも、私、出向きまして、協働の考えを伝えております。それから、年に数回、職員向けの研修も実施しております。先ほどのサイトの内容を検討した幹事会というのものもあるんですけども、そういったさまざまところを利用しまして、職員の意識改革を図って、まちの人と力を合わせなければいけないというところを、今、啓発しているところでございます。

班長 ありがとうございます。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

委員 それでは、私からあと2点ほど伺いたいんですけども、これは施策を実現する取り組みで言いますと3番に該当するかと思うんですが、先ほどのご説明にもあったように、文化関連の施設ですとか、集会施設、区民が活動できる施設、全部で58施設あって、バリアフリー等の対応をかなりなさっていらっしゃるというご説明があったんですけども、具体的にこれらの施設の利用状況について、どういうふうな分析といいますか、どういうふうに区として現況を評価なさっていらっしゃるか、そういう利用状況に対する評価という点についてコメントをお願いできればと思うんですけど。

関係職員 それでは、区民館、地区集会所、文化センターと3つございますので、順番にご説明させていただきたいと思います。まず、私のほうから、地区集会所についてでございます。

地区集会所は、区内に今36カ所ございまして、現状値は、こちらの施策シートにもございますとおり、利用率は19.2%ということで、他の文化センターや区民センターに比べてちょっと低い状況になってございます。これは施設の利用者の地域のエリアの問題。文化センターとか区民センターというのは、一応何々地区文化センターということで、エリアが決められている施設ではございますけれども、そのエリアというのは相当数広いところでございますが、地区集会所の場合は、地元の町会を単位としてご利用いただいております。また、施設も、一般の家屋のちょっと大き目の施設ということでございまして、防音とかもない施設でございますので、当然、音を出すようなものはできないといったところでございますので、これまで

ずっと利用率が上がってきて、2割ぐらいの利用率になってございますけれども、ここを今後ともキープしていきたいということでございます。

22年度の数字は、まだ確定値が入ってございませんけれども、今の見込み値で言いますと、17.7%という数字でございます。これは、昨年度、地区集会所のうち、4施設について、実は旧耐震の古い耐震施設だったということがございまして、急遽改修工事をやってございます。改修工事をやる間、利用ができなかったということがございまして、こういった部分を除いて集計いたしますと、ほぼ前年と同じ19.2%という状況でございます。

現在、この地区集会所については、設置は区が行いまして、管理は地元の町会が行うという形になってございます。そういった意味で、2割という目標値はちょうどいいところなのかなと、これをキープしていきたいというように考えているところでございます。

関係職員 実は区民館の率につきましては、53.7%ということで、22年度の実績を示してございます。もちろん、20年度は56%ということで、落ちているわけでありまして、この減の要因につきましては、区民館の改修などに伴いまして、使用のコマが増えている。実際のところは、56%というところにつきましては、1万8,000余の使用コマだったわけですが、53.7%の22年度につきましては、2万コマ、約2,600コマ数が増えている状況です。

そして、平均で53.7%という率でありますけれども、実は区民館、7館あるわけでありまして、その中で利用率の高い区民館、例えば砂町区民館ですと、71%という利用率があるところもございまして、また、低いところだと、地域は枝川でありますけれども、その部分につきましては、32%ほどという、どうしても地域の特性などが出てきているというところがございまして、

しかしながら、地域に密着している区民館というところから、1カ月前の予約というような特性があるわけですので、できるだけ区民の方に、さらに、利用していただける団体の方に利用していただけるような配慮、また、施設案内等、周知を図っていきたく思っております。

以上です。

関係職員 文化センターについての利用率についてお答えいたします。

今、こちらの指標につきましては、20年度の63.8%というものしか入っておらないんですけれども、21年度につきましては、62.6%です。22年度につきましては、62.0%です。

まず20年度63.8%から、21年度62.6%に少しポイントは落ちたんですけれども、

これにつきましては、今、区民館のほうでも説明がございましたが、文化センターの施設の中で、総合区民センターというのが平成20年度に改修工事を行っておりまして、21年度に貸し出すコマ数が1万4,101件増えてございます。したがって、20年度の利用件数というのは10万2,000件だったんですけれども、21年度につきましては10万7,000件ということで、利用されている件数は5,000件増えておるんですが、先ほど申し上げましたとおり、改修工事終了後のコマ数が増えたことによって、マイナスになっております。

それから、21年度から22年度で若干落ちておりますのは、まず1点は、深川江戸資料館が改修に入っておりまして、この部分で約800件、22年度に終了によってコマ数が増えてございます。それから、震災の影響等がございまして、22年度につきましては、22年4月から今年の2月までは、月平均約9,146件の貸し出しがございました。ところが、3月が、震災の影響で、7,189件ということで、約2,000件利用件数が落ちてございます。ただ、この2,000件利用件数が落ちましたが、先ほど申し上げました利用件数の21年度の10万7,531件から、全体の利用件数につきましては、10万8,056件ということで、500件程度増えてございます。ですので、平均的に申し上げますと、2,000件落ちましたけれども、年間のトータルでは500件程度増えた。ですので、施設の改修とか、今回の震災の影響等で、コマ数の関係と、利用されている施設の数ということで、増減が生じてございます。

以上でございます。

委員 どうも詳細なご説明ありがとうございました。よく理解できました。

基本的には、今ある数字を落とさないような形で維持されていくということが基本的なスタンスで、ご説明いただいた中では、区民館の中で若干地域差があるので、この地域の差というものを可能な手段の中で改善していくというご説明だったかと思います。よくわかりました。ありがとうございます。

委員 ここの取り組みの中で、「自由に区民が集い、活動できる場を整備します」という言葉があるんですけれども、これは新しいそういう活動の場を何か考えておられるのか。今までのお話だと、既存の施設だけのお話のようなんですけれども、新しい発想といいますか、そこらあたりを教えてほしいんですけど。

班長 関連質問ということで、ご回答をお願いいたします。

関係職員 私ども、今申し上げました施設は、基本的に維持を考えてございますけれども、現在、南部地区を中心に人口が急増しているというところがございます。南部地区のエリアをカバーする地区センターといいますか、こういった施設を今後計画をしているというところ

でございます。

委員 施設をこれからつくるという考え方と、もう一つ、難しいかもしれませんが、既存の施設を活用するとか、そういう発想というものはないのでしょうか。例えば、学校の体育館を何らかイベントで地域に開放するとか、それもコミュニティの活性化につながるんだろうと思いますし、あるいは、難しいかもしれませんが、大型スーパーとタイアップして何かイベントを地域住民のために行うとか、そういう活動の場を、既存の施設だけではなくて、そういう新しい発想で何か検討できないものだろうか。これを見ていてすぐそう思ったんですけども、そこらあたりの考え方を説明してほしいんですけど。

班長 私から若干補足します。多分、今のご質問のご趣旨というのは、まさに地縁コミュニティに対応したような従来の施設、これはきちっと維持していくということいいと思うんですけども、先ほど私からもご説明したような、さまざまなテーマで、地縁みたいなものを超えて、例えば集まったり、もうちょっと、あまりそんなに難しい話ではなくても、なるべく広域の方が集まってこられるような、そういった空間の考え方というものが、もちろん現状の施設の中でも、そういった広いエリアをカバーしている施設というのは多分あるというご説明だったと思うんですが、それに加えて、さらに何かそういった新たな発想というものを区としてお持ちでいらっしゃるかどうかというのが、ご質問の趣旨だったというふうに理解しておりますが。

関係職員 先ほど委員から学校を利用したらどうかということがありましたけれども、学校は既に、本来の目的である学校の授業が終わった後、あるいはクラブ活動が終わった後、地域に対して、体育館等、そうしたものを開放しております。さらに、また土日なんか、いろいろ地域で活動しているスポーツチームですとか、そうしたところにも開放しておりますので、我々としては、学校というのは、本来は学校教育を行う場ですので、その目的を妨げるようなことがあってはならないと考えておまして、学校の利用というのをこれ以上広げるというのはなかなか難しいのかなというふうに理解をしております。

それから、新たな発想ということになりますが、我々は、先ほど地区集会所のことを申し上げましたけれども、地区集会所の活用というのができないかなというふうには、今検討に入っているところです。ただ、地区集会所は施設の面積等も小さいということ、あと、住宅の中にあるということで、やはりそれは音が出るとか、そうしたものをある程度制限を付したような形での活動しか考えにくいなと思っています。現実には、例えば保育園、学校でもそうですが、子どもたちの声がうるさいというのは、これは苦情として区のほうへ随分寄せられております

が、子どもたちが本来的に発する活動を制限するという形では、それは考えにくいので、できればそういった地区集会所、そうしたものを活用した形でのコミュニティの活性のための活動の場としてつなげていくことができればなというふうには思っております。

委員 ありがとうございます。

学校を例にとりますと、開放されていることはよく承知はしているんですが、考え方として、あまり拡大したくないというのはわかりますけれども、例えば、こういうときに、所管は違うけれども、学校でもこの程度までは開いていますよとか、そういう情報発信があると。私たちも、ただ自分たちの施設だけのことしか言っていないように思えてしまうので、何かの機会に、参考事例で、ここではこのぐらいオープンしていますよとか、そういう情報を発信してほしいなど。そういうふうに、セクショナリズムでない形で広めることが、先ほど委員の言われたような、横のつながりとか、見やすいつか、そういうことに考え方がつながっていくんだらうなと思いますので、私からの意見として、そういうことを申し上げておきたいと思います。

委員 思いつきなので、そのまま受け取っていただかなくて結構なんですけど、おそらく今のお話というのは、先ほどの質問が出た、コミュニティ活動のサイトみたいな話と似たような話、つまり、情報をどういうふうにわかりやすく、こういう場合にこういう空間がある、ぜひ使ってくださいということが、活動の紹介とうまくつながるような形でユーザーのほうで情報として獲得できると、より利用の幅も広がってくるかもしれないというようなことがあるのかと思いますので。繰り返しますが、思いつきなので、そのままということではないんですが、何か1つの発想の参考には、今のご指摘がなるのかなと思っております。

委員 つけ加えて、今、学校というのが出たんですけども、同じく、公園というところもあると思うんですけども。公園も、使っていない公園とか結構豊洲の地区でもあったりするんですけど、そこを借りようとしたときに、管理はしていないからというふうにされちゃったりとか、ほかの運動場も、定期で借りるところなら、登録をすれば貸すけれども、1回限りのところでは貸さないとか、お金を徴収するものではないとかということもあったりとかしたんですね。お金がかかるといっても、経費しかいただかない、例えば、それこそ1,000円もかからないのと何万円もかかるのでは、全然違うと思うんですね。それでも一緒にされて、だめというふうになっちゃうと、結局、私たちはいろんなところに自分たちで呼びかけて、そのときはラグビーの普及をしようというのでやろうとしていたんですけども、それもできなかったりとかして、ちょっとちぐはぐだなと思ってしまったり。文化センター、区民館というのは、もう箱を取れたので、そこを利用したいというのはすごくわかるんですけども、そう

いう運動場だったり公園というのも、土地を利用してつくっているものなので、使いたいという団体があったら、もっと積極的に、いやいや対応するのではなくて、やっていただけたらなと思ったんですけども。

関係職員 公園を管理しているのは土木部です。公園というのは、基本的にはどなたでも使えるというのが基本で、それをある特定の方が、あるいは団体が一定の面積を占めて使いたいという場合には、当然、これは公園管理者である土木部のほうに許可申請が要するということとなります。

それで、お金云々の話がございましたが、それは営利かどうかというところの判断だろうと思います。ただ、私は土木部ではありませんので、はっきりしたことは申し上げられませんが、おそらくその辺が判断がつかなかったのかなという気がします。

一般的に言えることですが、公園を自分たちが占有して使いたいという場合には、その公園で何をやるのか、どのぐらいの人数が来るのか、安全対策はどうなのか、そうしたもろもろのことをきちんと積み上げた計画書を出さないと、それは公園管理者としてはなかなか許可が出ないんです。それは、我々が木場公園を借りてやっております区民まつりでも同じです。これは東京都に対しまして、きめ細かな図面等を持って行って、そういうやりとりをして、その積み重ねが10月の区民まつりという形です。

ですから、委員のは、どういう形で土木部さんのほうと接触されたかわかりかねるんですけども、その辺のところの情報といいますか、こうしたものをやりたいんだということのある意味きめ細かくおっしゃっていただければ、状況は変わったのかなという気がいたしますけど。

委員 ここは担当の方がいらっしゃらないので、あまり突き詰めてもしょうがないのかなと思うんですけども、まず、とにかくあっちへ電話しろ、こっちへ電話しろと、あちこち電話をかけさせられ、待たされて、かかってきた電話で、最初からもう断る気まんまんの、どうやったら借りられるんですかということは何回聞いても、その方法すら教えてくれなかったんですね。情報の公開というところに入ってくると思うんですけども、ほんとうに私たちは何とかして借りたかったので、どういう書類が必要だとか、どういうことをしなければいけないというのさえわかれば、やっていたんですよ。でも、それすら教えてくれなかったという状況があるので、まずはどこが担当かもわからなくて、同じところに2回、3回かけているんですね。そういうのも、この情報の発信というところにもかかわってくると思うんですけども、もっとわかりやすく整理して、教えてくださると、あと、そういう何か使用許可申請なり何なりが必要なのであれば、そういうところもきちんとそこに書いてくだされば、そういう嫌々対応

されることもなく、嫌な思いをすることもなく済んだのかなと思いますし、ここで言うてもしょうがないとは思いますが、そういう情報発信の中でも、そういうことを気にかけていただけたらと思います。

委員 最後に1点だけ、私からご質問させていただきたいのですが、先ほど、冒頭のほうでも若干話題に出たんですけれども、世代・国籍を超えた交流の促進という取り組みの柱が立っておりまして、施策の江東区の姿の中にも、「世代や国籍を超えた」というふうに出てきております。「国籍を超えた」の部分にフォーカスしたいんですけれども、事前に伺ったところと言うと、ここ10年ぐらいで1万人ぐらいの外国国籍の方が区の居住者として増えていると。おそらく、ざっくり言うと、今全人口に占める割合が5%前後でしょうか。これは多分少ない数字だと思うんですけれども。ありていに申し上げてしまうと、それぐらい今かなり大きな流れが来ているところで、この江東区の姿でおっしゃられている「国籍を超えた交流」というものに対する、この事業の構成というか、メニューが、若干心もとない感じを受けてしまったんですが、直截的な言い方で申しわけないんですけれども、このあたりの現状認識と今後の方向性のあたりについて、改めてコメントいただければと思います。よろしくをお願いします。

関係職員 今、毎年人口が大幅に増えていますが、実は社会増減のほかに、外国人による増というのが2割ほど占めておりまして、昨年の数字で言うと、増えたうちの2割が外国人ということがございます。今、外国人と言いましても、118カ国を超える方がいらっしゃるんですけれども、そのほとんどが中国人と韓国人とフィリピン人、これが8割とか7割という数字になります。ただ、そうは言っても、区内にお住まいの方ですので、同じコミュニティを形成していきたいということでございます。

おっしゃられた、世代を超えた交流の促進のメニューがちょっと足りないというのは、おそらく予算的な規模なんか、あるいは、予算の並んでいるメニューなんかもごらんになられて思われたのかもしれませんが、最大の交流というのは、区民まつり事業でございます。区民まつりについては、今、4,300万円という予算でございますけれども、実はこれはあくまでも区がこの実行委員会に出している補助金の金額でして、実行委員会のほうでは、各協賛企業からお金も集めたりして、実際の予算規模というのは、これ以上の大きなものになってございます。こういった区民まつりが区の中で最大のイベントなんですけれども、この中で外国人の交流事業なんかも実施してございます。それがすべてなのかと言われるとあれなんですけれども、こういったきっかけづくりということで、区民まつりの中でも国際交流イベントというのは実施してございます。

それから、それ以外にも、区民センターという施設を使って、区内にI F C (International Friendship Circle) という、外国人との交流グループというのがございますけれども、そういったところで外国文化の情報発信ですとか、そういった事業の集いといたしますか、交流イベントというのを、そのほかにも実施しているということでございます。

班長 どうもありがとうございました。

それでは、時間が押しておりますので、17番につきましては、ここで区切りとさせていただきます。

コメントということではないんですけども、今日は主に地縁コミュニティの話から始まって、江東区さん、やっぱり非常に特徴的なコミュニティの構成になっていますので、先ほどおっしゃられた町内会・自治会の加入率をアップしていくという、これを江東区の中で実現していくと、非常に新しいモデルとして価値が高いことなのではないかと思っています。

それから、情報発信ですとか、ハードの整備のところについては、そういったコミュニティ活動の考え方との関係の中で、ぜひ細かい工夫なども、今日お話しいただいたことも含めて、さらに進めていっていただきたいというところだと思います。

最後に、外国人のところにつきましては、今ご説明いただいたこともベースにしながら、さらなる工夫といたしますか、今後さらに外国人の方の居住というものも進んでいくと思いますので、さらなる推進をお願いしたいというところかと思っています。

本日の議論を含めまして、また、各委員より、本日の内容についてフィードバックをさせていただきますので、そちらのほうをご参考にしていただければと思います。

委員 すいません、ちょっと私が考えすぎなのかもしれませんが、このペーパーの中に、「新住民」という言葉がございまして、これで言うと、新住民と従来からの住民との交流促進というのがありまして、言葉の使い方で、新住民という言葉が非常に引っかかっているんですね。ほかに適切な言葉がないのかもしれませんが、何となく区別、差別というんですか、そういうふうにとめられるような感じがするので、一般的にこういう言葉というのは、もう当たり前なんですかね。あるいは、新住民というのは、転入後何年生までをそう言うておられるのか、特段の定義はないだろうとは思いますが、何かほかの言葉は見当たらないものかというのが少し気になったものですから、追加で、少し意見として言わせていただきました。

関係職員 今、委員からの意見がございました。実は私も個人的には違和感を持っています。新住民、旧住民という言い方は、やっぱりおかしいだろうと。今の時点で、既に皆さん一緒の

住民なわけですから、そこへあえて分け隔てを持ち込むような呼び方はよろしくないと考えていますし、何かそれにかわる言葉があれば、そういった言葉に、少なくとも我々の部署では置きかえていきたいなと思っています。

班長 ぜひご検討をよろしくお願いします。

それでは、施策の17番につきましては、以上で終了とさせていただきます。どうも長い時間、ありがとうございました。

続いて、施策の20番に移ってまいりたいと思いますので、関係するご担当の方、ご着席をお願いできればと思います。

(説明職員の席次がえ)

(2) 施策20「文化の彩り豊かな地域づくり」

班長 前の施策が少し延びまして、大変失礼いたしました。進行に若干不備がございまして、申しわけございませんでした。施策の20番につきまして、これから進めたいと思いますが、なるべく定刻の21時で完了するように進めてまいりたいと思いますけれども、やはり内容も多い部分でございますので、若干ご猶予いただく場合は、どうぞご容赦いただければと思います。

それでは、初めに、施策の主管部長のほうから、施策の現状と課題、今後の方向性等につきまして、5分程度でご説明をお願い申し上げます。

関係職員 それでは、施策20の取りまとめで、環境変化という点につきまして、初めに説明をさせていただきます。

文化財保護法が平成17年4月に改正されまして、それに伴いまして、これまで文化財保護対象とならなかった文化景観や、あるいは民俗技術、そうしたものも保護の対象になったということが1つございます。それと、教育基本法の改正によりまして、教育基本法の中で、「伝統の継承」、「伝統文化の尊重」、「郷土を愛すること」、こうしたことが盛り込まれたということ。さらにまた、生涯学習の理念というものがその基本法の中に新たに追加をされたということでございます。そうした法的な改正の中で、区民の方々も、実は先ほどの定住意向の率もでございますけれども、やはり新しく来た方、長く住んでいるけれどもあまり地域とのかかわり合いを持たない方の中で、もっと自分たちの住んでいるところをよく知りたい、そうした要望が高まってきているというのがございます。この状態が5年たった時点でどうなるかということもございますが、さらに、皆さんがそうした地域のことを知りたいという要望がさらに高

まっていこうということとあわせて、生活の中でより心の豊かさを求めていく、そうした活動が盛んになってくるのかなという気がいたしてございます。

ただ、そうした動きが数字的にどうかと申し上げますと、実は長期計画の区民アンケートを平成22年に行ってございますが、それによりますと、生涯学習活動への参加状況というのが、実は「全く参加したことがない」という方が60.5%で、その前の年に行いました調査が58.6%ですので、若干ですけれども、「参加したことがない」という方の率が増えているということでございます。一方、「参加している」という方は16.1%ということで、これもその前の年では17.2%でしたので、1ポイントも減っているという状況がございます。

そうしたところを踏まえて、江東区として文化の部分についてどのような取り組みをというところでございますが、3つございます。

1つは、伝統文化の保存と継承ということでございます。委員の皆様、よくご存じのとおり、江東区は震災・戦災によりまして、数多くの文化財を失ってございます。そうしたことから、昭和55年に文化財保護条例を制定いたしまして、文化財を広くとらえて、それを台帳に記録するという登録制度をつくりました。現在は、その制度を中心に、文化財の保存に努めているところでございます。この登録制度につきましては、実は国のほうは、平成8年によろしく文化財保護法を改正して、登録制度を設けたところでございます。ですから、江東区としては、そうした取り組みは、国よりも先駆けて取り組んできたということは言えると思います。その登録の活動の中心を担っていますのは、文化財専門員でございます。さらに、区のほうが行います文化財の保護のための講習会等、そうしたものを受けて、一定のレベルのある方を文化財保護推進協力員に任命いたしまして、そうした方々と一緒になって文化財の保護活動をやっているというところでございます。主としてそちらの部分は有形の文化財ということになりますが、無形の文化財というところでは、木場の角乗、あるいは深川の力持、さらには手古舞等がございますけれども、そうしたものにつきましては、文化担当のほうで映像による記録の保存、こうしたものも行っておりまして、それもただ保存するだけではなくて、貸し出しも行っているということでございます。

それから、伝統芸能を一般の方に多く知っていただくということで、公開に努めてございます。木場の角乗、あるいは力持といったものにつきましては、10月に行います江東区民まつりの中で、イベントの一つとしてこれを実施しているというところでございます。さらに、年明けには新春の民俗芸能披露ということで、これは屋内施設を借りての公開ということになりますけれども、そうしたものをやっているということでございます。

こうしたさまざまな形で、江東区に伝わります文化の保存と継承、こうしたものを皆さんに知っていただくということで取り組んでいるところですが、この事業につきましては、やはり平成22年に行いました長期計画の区民アンケートによれば、そうした事業をやっているということについて、「わからない」という方が39.5%、行われているということで評価していただけた方は39.1%、「そう思わない」という方が5.5%という状況でございます。ただ、設問の「わからない」というのが、事業自体がわからないのか、事業の中身がわからないのかということについて、細かい設問の形になっておりませんので、この数字については、そのまま我々は額面どおり受け取るわけにはいかないなと思っております。

具体的には、文化財保護事業、あるいは文化財公開事業、文化財講習会、こうしたもろもろのものに取り組んでいるわけですが、新たな事業といたしまして、旧中川に和船を運航させようということで、現在、その事業に着手をしているところでございます。そのほか、江東区と言えば芭蕉ということで、芭蕉記念館の改修事業、あるいは、深川江戸資料館の改修、こうしたものに取り組んでいるところでございます。

芸術文化活動の支援ということでございますが、芸術文化を鑑賞して、これに参加していただくということをねらいとして、年間100本に及びます多彩な分野の芸術活動の提供ということでやってございます。さらに、またアマチュア団体の活動の支援という形がございます。主としてこれらにつきましては、江東区の文化の拠点となっております、江東公会堂、こちらのほうを中心として、芸術活動等の提供をさせていただいているところでございます。

さらにまた、新しい地域文化の創造と参加の促進でございますが、こちらのほうでは、事業のぶら下がりという形は出してございませませんが、実は施策18のほうで、いわゆる公益財団法人文化コミュニティ財団、こちらのほうへ、私ども、委託金等の支出をしてございます。そうした中で展開をしているということでございますので、これにつきましては、昨年の外部評価の際に、いろいろご説明をさせていただいたところでございます。

課題といたしましては、文化財の継承の方策というものをきちんと策定をしていく必要があると。江東区は1,000を超える文化財がございませぬけれども、その優先順位というのをつけて取り組んでいかなければならないというふうに考えてございます。さらに、これは江東区でなければ絶対に感じられない、体験できないという、そうした文化活動、あるいは芸術活動、こうしたものを推進していく必要があるかなと。そのためには、江東区の魅力的な芸術を展開する江東公会堂、この存在もさらに高めていく必要があるだろうと考えてございます。その辺が課題かなということでございます。

今後の方向性につきましては、今申し上げました課題と重複いたしますけれども、これからは区民の方々との協働による芸術文化活動、あるいは文化財の保存、こうしたものに取り組んでいくことが必要だろうと考えております。

以上でございます。

班長 どうもありがとうございました。

それでは、早速内容のほうに入ってまいりたいと思います。大きく施策実現の取り組みとしては、伝統文化の保存・継承と、あとは、芸術文化活動への支援、新しい地域文化の創造といったあたりが柱になっていると思います。

それでは、早速質問のほうに入ってまいりたいと思います。ご質問をお願いいたします。

委員 区の文化財の伝統文化の保護、保存ということで、ガイドさんとかをつくられていらっしゃると思うんですけど、今度、私のほうでも、こどもたちを連れて門前仲町の探検ツアーをさせていただくんですけども、そういった活動をもっと小さい形でどんどんやっていると、大きい団体だとなかなかこどもたちって集中できないので、小さい取り組みというか、小さいところでどんどんたくさんやっていくのはなかなかいいことなのではないかなと思うんですけども、それを知る場所 私たちはそういう関係なので、一生懸命いろいろ探んですけども、そういうのがないと、見れば行くかもしれないけれども、知らないで終わっている人たちがすごく多いのではないかなと思うんですけども、そういうところを、区報は見ていて、たまに載っているのは知っているんですけども、それ以外に広めていく活動というのは何かされていらっしゃるのでしょうか。

関係職員 今委員から、そういったガイドの多様な対応ということでご質問ございましたが、今、ガイド活動というのは実は2つやってございまして、1つは文化財ガイド、これは従来からやっていて、ガイドの方は30名弱登録をされておりますけれども、7つのコースがあって、申し込みが昨日で言うと80件ぐらい、全部参加された方は881名ということなので、平均すると10人ぐらい、中には50人、60人来たり、3人とか5人でも対応してございます。料金は取らないで、無料でご案内をしております。一番多いのは、やはり門前仲町の富岡八幡ですとか、深川お不動さんとかをご案内して、これは予約制でございましてけれども、ふだんは見えない奥のところにいるいろいろあったり、知っている方でも初めて発見されたということで、好評を得ております。遠方から来ている方、あるいは区内の方、先ほど新しい住民の方というふうなお話もございましたが、臨海部に越してきた方で、より江東区を深く知りたいというご希望の方も多くて、そういったご希望を受けて、もうフェース・トゥ・フェースでご案内をし

ております。

今までこどもだけの申し込みというのは特になかったんですが、例えば、親御さんが一緒に予約をしてお連れいただければ、こどもにもわかりやすく説明できる方々がございますので、ある意味、私どもも、どうしても遠方の方ですとか、そういった方を想定していたので、そういったこどもたちにも簡単にご説明できますので、ぜひご利用いただければなど。無料ということで、富岡八幡なんかをご案内していると、おもしろいということで、来ている方がぞろぞろついてくるんですね。それはお断りするあれもないので、一緒に聞いていただいたりもしてございます。そういったところで、ご利用いただければ、それが周知ということになると、いま一つ工夫が必要かなと。

もう一つは、観光ボランティアガイドということで、深川東京モダン館という施設を深川の中につくりまして、そこに観光ボランティアガイドの方が詰めていただいて、午前と午後にご案内をするというような観光ガイドもしてございます。ただ、モダン館のほうはまだ周知度がそれほど高くないということで、これは今また改善を考えているところですが、そういった観光ボランティアガイドも利用ができますので、私も小学生のお子さんとか、そういう方対応にというのは、今までどうだったかというのはあるんですが、どの年代の方々もご利用いただければなと思っております。

委員 よろしいですか。関連してなんですが、すみません、今ご説明いただいたかもしれないんですけども、文化財ガイド、観光ボランティアガイドさん、それぞれ何人ずつ今登録とございますか、どれぐらいのところ。

関係職員 文化財ガイドが28名です。それで、観光ボランティアガイドのほうも40名ほどなんですが、実は重複してやられている方もいらっしゃるんで、実働人数というのと、50名というところでしょうか。

委員 わかりました。

委員 今のガイドさんは、有償ボランティアのガイドさんですか。

関係職員 文化財ガイドのほうは、2,000円ということで、報償費というのをお支払いしています。ただ、いろいろ含めて3時間ぐらい拘束したり、お願いしている中の2,000円ということなので、ほんとうにボランティアです。

文化財ガイドも、時間によって1,000円、2,000円ということで、報償費をお支払いさせていただいております。ただ、有料の深川江戸資料館などに入っただけのご案内するようなきは、それは当然免除みたいな形をとっていたりしていますので、少ない報償費の中で、熱心に

ガイドをしていただいている、そんな形でございます。

委員 ありがとうございます。もうちょっと出してもいいような気がしたんですけども、いや、かつて私もやろうかなと思って、初級とかを受けて、いろいろコースを回ったことがあるんです。関心は大変あるんですけども、ちょっと大変。

それはちょっと別としまして、ここに関連して、下の3 - 1で載っております、「伝統の継承」、「伝統文化の尊重」、「郷土を愛すること」が教育基本法に入ったと。これの実際の法に基づく、学校教育になるんでしょうか、その実態というのはどの程度進んでいるのかというのがわかりましたら教えてほしいんですが。

関係職員 この伝統文化の部分というのは、教育基本法の改正ということで、学校のほうでも、教育課程ということで、小中学校はそういったことを基本に 小中学校は教育基本法の改正はちょっとずれて入っていますけれども、いろいろ対応してございます。例えば、歴史文化で言うと、社会の部分ですとか、そういったことで、やはりこういった文化財の保護も含めてありますし、それと、やはり地縁といいますか、自分のふるさとの部分をよく知ろうという部分では、例えば、文化センターなどでも、小津安二郎ですとか、あるいは石田波郷ですとか、のらくろの田河水泡といったことで、センターごとに特色を出していますが、そういった郷土から出た方々をきちんと知って、自分のアイデンティティにつながる、地域に誇りを持つといった部分も重視しております。

また、社会の副読本などでも、そういった伝統文化に関する記述が、教育課程のほうで決められて、そういう変更を伴ってやっているということなので、私ども、文化財保護の観点からは、非常に歓迎するカリキュラムがこれから入ってくるということで、先ほど委員からもございましたが、小さい子どもたちからやはり愛する気持ちをはぐくんでいきたいということで、工夫を重ねたいと考えております。

委員 ありがとうございます。

ちょっと話がずれて申しわけないんですけども、冒頭の説明の中で、生涯学習活動に参加したことの率が高くなっているという、このようなお話が、ここと直接は関係ないんですけども、お話にありましたもので、これは所管が変わったせいというのものもあるんでしょうか。以前は教育委員会のほうでやっていましたですね。それが、今度、地域振興部のほうに変わったんでしょうか。理由はわかりませんが、組織が変わったことによる影響というのはあるのかなのかとか、そこを聞きたいんですが。

関係職員 組織が変わったことによる影響というふうに我々は理解をしておりません。むしろ

る、生涯学習の分野というのは、経済的状況に影響されるところが多分にございまして、やはりある程度余裕がないと、例えば、文化センターで行われるいろいろな事業につきましても、無償ということはないので、ほとんどの場合は有償なわけですから、やはりお金がかかるというところで、そういったものに参加することをためられる方が若干増えたのかなという気がいたします。決して組織が変わったからということ、それはないと思います。

というのは、生涯学習をやっているセクションは、丸ごと丸ごとという言い方はおかしいんですが、地域振興部に移ってまいりましたので、スタッフ等はすべて、これまでも文化財の事業ですとか、あるいは文化活動についての事業ですとか、そうしたもののノウハウを持っておりますので、それはないというふうに我々は理解をしております。

委員 それとの関連で、5年後の予測の中に、団塊世代を中心に、ライフスタイルの選択肢としてというので、こういう人たちの塊に対しては、ある程度の品ぞろえみたいな、積極的に参加するような仕組みが必要だろうと思うんですね。そうしたときに、この生涯学習活動もいろいろ連動してくるんだろうと思うので、ここはもう少し何か増やす、先ほど費用の形を言われましたけれど、あれは参加費って高いんですか。

関係職員 いろいろ文化センターなどを中心に、そういった生涯学習活動もやってございますけれども、費用としては実費程度というところも多うございますし、決して高いわけではないのかなと思っています。

ただ、もう一つは、アンケートを採ると、これはいわゆる3,000人のアンケートを採って、50%ぐらいが返ってくる。その中で、地域と世代もバランスをとって採っていますので、なかなか生涯学習という言葉自体になじみがない世代もあります。あるいは、逆に、定年を迎えた方々という、じゃ、一息ついたところで、自分の好きなことをやりたいということで、いろいろ積極的に、むしろ参加の意向がある方も多うございまして、そういったところを見ると、生涯学習という言葉についての世代間の反応もまたちょっと違うのかなという気もしないではないですが。

ただ、やはり会社のお仕事をやめられて、これから時間が持てる。そういったところで、ボランティア活動をされたい、あるいは、生涯教育をまた受けてみたいという方々が参加しやすいように、文化センターのほうでも講座を多く設けて、あるいは、PRについても、ホームページなども含めて、あるいは冊子の、区報と同様の部数を出しているPR紙もありますので、そういった中でご応募を待っているような状況でございます。

委員 ありがとうございます。

この生涯学習というのは、例えば、今もあるのかわかりませんが、「自悠大学」と連動するコースということによろしいんですか。

関係職員 「自悠大学」は、かつてそういうことで、自ら悠々の悠ということで、世代的には少し上の方が対象になっていたかと思うんですが、いろいろなカリキュラムは其中で進められるということですが、今、多分、カリキュラム全部を制覇するのではなくて、お好きなものを申し込んでいただく、あるいは、先ほど委員から文化財保護推進協力員の初級をとというお話もありましたが、例えば文化財保護推進であると、初級、中級、協力員、その先にガイドをやられる方の希望があれば、今度はガイドのやり方ということで、ステップを踏んでいる、そういったところを狭く深くというようなこともあるので、おそらくそういった部分では、いろんなチョイスができるような工夫を各文化センター等では工夫して設けているかなと思います。

委員 私のほうから、文化財保護の部分について1つご質問を差し上げたいんですけれども、先ほどからご説明がありましたように、江東区さんの中に、国に先駆けてやるぐらいの文化財保護の取り組みをなさってきて、実際、ボリュームもあって、資料館等も複数展開されていらっしゃる。先ほどのご説明の中で、今後については、こういった施設、あるいは事業を含めて、優先順位をどうつけていくかというのが課題であるというふうにおっしゃられていたかと思うんですけれども、これは、例えば、優先順位をつけるというのは、どういうステップでやって、優先順位をつけた後は、現状についてはどういう形で整理をされていくということが想定されるのかということをお伺いしたい。先ほどのご説明に追加する形でお伺いしたいんですけれども、よろしくをお願いします。

関係職員 文化財の事業というのは幾つかございまして、その中でも、大きく分けて、保護事業、あるいは文化財を公開していくための事業、文化財講習会事業、郷土資料の観光事業、それと、保護推進協力員、いわゆる人材を育てる事業、あとは、そういったものとそれぞれの施設の充実みたいなことが、ハードでは出てきます。そういった中で、優先順位をつけていくという部分については、要は、従来はまず文化財保護条例を区のほうで昭和55年に設置をして、そういう土台をつくった。そして、登録文化財も1,055件を数えるまでになった。その中で、今度何をやっていかなければならないのかということであると、登録はしたはいいいけれども、そのままになっているとか、そういったことについて、やはり可及に手をつけていくべきものがあるだろうと。

ちょっと例で申し上げますと、前の震災がありまして、文化財保護推進協力員の方々40人

に調査をお願いしました。4月をお願いして、3カ月ぐらいご活動いただいて、その中で、572件の屋外の文化財をチェックしていただいたんですが、皆さん大変精力的にやっていたら、結果は、531件は被害がない、92.8%は幸い被害がない。ただ、逆に言うと、7.2%は、石灯籠が倒壊したですとか、鳥居が崩れた、狛犬が壊れたというようなこともありまして、その7.2%は何らかの形で登録文化財に損傷があったと。

では、それをどうするかということで、登録文化財については、基本的にはその保持者の方が修復をしていただく。神社仏閣、お寺などだと、檀家さんのご協力でそういったものを直すというのが基本でございますが、今回、この調査をやってよかったというのは、ある意味、悉皆調査をやらせていただいたということと、実は文化財を保持している方と協力員の方々が実際フェース・トゥ・フェースでお話できた。そうすると、ふだんこれは文化財に登録しているよというお寺の方でも、どうなっているかとか、あるいは、そういった部分そのままになっていたり、それが逆に、調査に来てくれたんだということで、区のほうでも協力員の方々も、これは大事に思ってくれているんだということが相手方に伝わったと。そういった部分で、調査以上に効果があったのかなと。それで、この結果も、いろいろこれからつなげられるということで、文化財はそのままにしておくというのではなくて、やはりそういったことをやって、なおかつ、先ほどのお子さんがたにそういったものを説明してつなげていく、継承していくということが大事なので、今回はマンパワーでそういったことのきっかけができて、逆に、ある意味、これをきっかけに、きちんとした継承を広められるのかなというふうに考えてございます。

委員 ありがとうございます。

委員 有形文化財もそうなんですけど、私は無形文化財の継承というのが、全国的にそうだと思うんですけど、なかなか難しいことだと思っていて、その辺の取り組みとかをどうしているのかなと思うのが1点と、あとは、日本の文化、外国人の方で興味を持っている方がすごく多いので、さっきの施策17のほうにもかかわってくるのかなと思うんですけども、そういう外国人の方にも継承していくというような試みもあってもいいのかなと思ったりして、それがコミュニティにもつながっていくのではないのかなと思ったりしたんですけども、その辺をどのようにお考えになられているのかなと。

関係職員 無形文化財の方、今、指定が6名。指定というのは、登録から一つまた認められて、指定文化財になるんですが、無形文化財の方は、指定が6名と登録が39名、それと、無形文化財で、亀戸天神のうそかえ製作というのが団体であります。こういったものが合計46件

の無形文化財でございます。

それで、今、やはりその継承、例えば、船大工の方というのは、登録で今1名いらっしゃいますが、91歳の方でございます。今回、和船をつくるということで、その息子さんのほうでそのわざを継承しながらやりたいということで、息子さんは著名なヨット製作の方なんです、そういったところで継承をしていくということがまず大事だと。やはり無形文化財のお子さんがそういった継承をされるケースが多くて、そういった部分については、区でも支援をしているところですが、とはいえ、皆さんご高齢で、平均だと、指定・登録合わせると、無形文化財の方々の年齢は72.8歳。若い方は54歳という方もいらっしゃいますが、とはいえ、やはり技術もさることながら、経験知も合わせての無形文化財ということですので、これは逆に言うと、登録を指定する場合、年が上でないとしないということでは決してなくて、若い方は、先ほど言ったように、五十三、四歳の方も入っていますので、私どもとしては、そういった技術、経験等を加味して、そういった方がいればどんどん無形文化財に登録をしていただいて、そのわざをまた継承できるような形をつくっていきたい、そのように考えています。

班長 どうもありがとうございます。

実は進行の関係もございますので、先に進みたいと思います。施策を実現するための取り組みの2番、3番、これらについて、まとめてご質問をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

委員 先ほども話していたんですけれども、新しい地域文化というのがよくわからないなというところで、少しご説明いただければ。

委員 これは新しい地域文化の考え方のご説明という概念的なところでも結構ですので、江東区さんでお考えの、ここに書かれた新しい地域文化というのはどういうものとしてとらえていらっしゃるかというのを、改めてご説明をお願いできればと思います。

関係職員 ある意味、地域文化、昔で言うと、江東区というのは、城東地域と深川地域というふうに分かれていました。それと、臨海部については、ほんとうに豊洲のところまでとありますが、江戸時代で言うと東西線のところまでがあったわけですが、そういった部分から言いますと、大きく城東、深川と分かれたところ、城東は城東で、亀戸、大島、砂町、深川も北、南で分かれて、それに豊洲等の臨海部があるというようなエリアになるんですけれども、ある意味、地域文化というのは、広義に考えるか狭義に考えるかという部分でも違うかと思うんですが、私は、今、文化を江東区がサポートしている現場というのは、8つの文化センターエリア、あるいは、ティアラこうとう、そういったもの、それと、歴史三館という深川江戸資料館、

中川船番所、芭蕉記念館、そういった施設があって、それにご参加いただいている中で、いろいろな文化講座、芸術みたいなものが醸成されていくというようなことがあろうかと思います。

実際、そういったところでの、ただ芸術文化活動を学ぶのではなくて、そこでお仲間になった方が、自主グループなどをつくって、いろんな文化芸術の部分で活動を続けている。そういったところがあれば、先ほどコミュニティの前半のほうでもいろいろあったんですが、なかなかコミュニティをつくらうと思っても、自分だけでは当然つくれない。ところが、文化センターを中心とした講座になって、区の講座を卒業した方が、今度は自主グループということで活動できています。今、250以上の自主グループの団体があって、そういった団体があると、講座を受けただけでなく、その後に、要は、同じお仲間勉強を深めていく。そういった部分は、施設の貸し出しについても、文化センター等は協力をいたして、自主グループの育成を助けているところでございます。

ですので、ある意味、地域文化というのは、ことエリアだけでなく、人と人が出会った中でつくられていく。それは、いろんな地域から来た方がグループをつくる場合もあるんでしょうけれども、拠点を中心に、例えば古石場を中心にやる、あるいは亀戸を中心にやる、そういったものが要素としてはあるのではないかなと思っております。

それと、それとプラスして、そのエリアの特徴がございますよね。深川、城東、亀戸、砂町、それぞれの地域の特徴もあって、その中でまたそういった活動をするということで、いろんな融合ができるのではないかなと、そのようなことも考えてございます。

関係職員　　ちょっと補足させていただきますけれども、隣のページの、今後5年間の施策の取り組みの方向性のところに、江東区ならではの新たな地域文化としてという形で、幾つか例示を挙げさせていただいておりますけれども、例えばこの中で、次世代育成という形で、江東少年少女合唱団の運営事業というのを江東区文化センターでやっておるんですが、この合唱団につきましては、江東区文化センターが発足いたしました昭和57年から続いておりまして、団員は5歳から高校生までの5クラス編成で、現在約100名程度おります。

この合唱団は、毎年サマーコンサートというのをやっております、昨年で20回目を迎えております。最近では、この合唱団のレベル向上、それから知名度のアップによりまして、客演要請等が来ておりまして、メディアでも取り上げられておりまして、例えば、本年5月におきましては、英国のバーミンガム・ロイヤル・バレエ団2011年の日本公演の中で、4日間にわたってコーラスを務めております。

そのような形で、新たな江東区の文化の継承といいましょうか、伝統文化というものを目指

しまして、次世代育成という事業の中で、次の世代につなげる事業という形で文化センターとしても取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

委員 ありがとうございます。

委員 言葉のイメージとしまして、新しい地域文化という、そうなりますと、イメージとしてはもうちょっと違うことを期待していたんですが、基本的には施設を中心として、そこで門戸を開いて、特徴的なところを育てていくような、そういうふうに取り取りました。

それで、どうも気になっていまして、建物ありきといいますか、施設ありきで、予算上もそうなんですけれども、江東公会堂、いわゆるティアラこうとうを全面的に予算化して、ここを高めていくことが、この知名度を上げることが、こういう文化の盛り上がりといいますか、レベルアップにつながるんだというように受け取れるんですけれども、あまり強い分野でないで、よくわかりませんが、どうも違うんじゃないのかなという。地域文化って、もう少し大きなエリアで考えるべき 種目ではなくてですね。種目と言うと失礼かもしれませんが、もう少し広域のエリアで独特の文化というのが何かあるんじゃないかという気がするものですから、すいません。

関係職員 ありがとうございます。

私も、さっきの説明は、どっちかという、狭い意味で区内に点々とした施設などということと、もう一つ、江東区ならではの新たな地域文化ということで言いますと、ここにもございますが、やはりシティ・バレエ団とシティ・フィルハーモニック管弦楽団、この2つの団体が平成6年に江東区と提携を結びました。その中で、例えば、せんだって「ジゼル」というバレエの公演が2日間ございました。震災復旧でベルリンでガラ・コンサートというので、ダンサーが世界中から集まったところに、日本から2名選ばれた方、その方も今回この「ジゼル」に出たんですけれども、バレエ団とシティ・フィルとの連携事業というのは、これは江東区ならではのです。やはり23区いろんなところで立派な施設、あるいは団体がありますけれども、バレエ団とシティ・フィル管弦楽団と提携を結んで、一緒に公演が、安い席で3,000円でしたから、そういったところで観られるというのは、ほんとうに江東区ならではの特色だと思います。

シティ・フィルハーモニック管弦楽団は、せんだってまた宮本文昭さんが指揮をやってコンサートもやったんですが、久石譲さんの曲を 「トトロ」なんかで有名な方ですが やったんですが、会場に本人も来ていて、あるいは、宮本さんのお嬢さんで笑里さんというバイオ

リニスト、当日来ていらっしやいました。当日のブログに、笑里さんは、今日ティアラで父の指揮するフィルハーモニックを聞いて、非常によかった、うれしかったということを書いていて、その後ブログで、「ティアラってどこですか」ということが質問であるんですよ。やっぱり知らない方にとって、それはすごいイメージを、今度、江東区のティアラこうとうだということにつながりますし、ある意味、そういったところで牽引者として、シティ・バレエとかシティ・フィルハーモニックが引っ張ってくれている。そういった部分で言うと、そういったところと連携をとって、リードしていくという部分では、江東区ならではの体制が今できているのかなと考えております。

班長 どうもありがとうございます。

間もなく21時になるんですが、すいません、あと2つ、3つ、続けさせていただきたいと思います。

委員 今のご質問とご回答に関連して、私のほうから伺いたいの、要は、この施策の2番、3番のほとんどを担っているのがティアラこうとうというか、江東公会堂管理運営事業のところだと、ちょっと乱暴な理解かもしれませんが、かなりのポジションを占めているかと思うんですけれども。内容というより、この手の規模の事業になってくると、どうしてもこれは伺うことが重要になってくるということなので、まず、これは運営形態はどういうふうになさっていらっしやるのでしょうか。区直営でしょうか、それとも、指定管理者等を利用されているのでしょうか。

関係職員 ティアラこうとうを含めまして、文化センターも、総合区民センター、あるいは地域の文化センターも、それに加えて、先ほどの深川江戸資料館ですとか歴史三館、すべて公益財団法人の江東区文化コミュニティ財団が管理をしております。これは指定管理ということで、区のほうから、文化観光課のほうで指定管理をお願いしてやっているということです。

委員 そうしますと、指定管理者制度のスキームの中で、さまざまなチェック等はかかっていると思うんですけれども、それを理解しているという前提で、改めて、これは年間3億5,000万ぐらいの予算規模で出されているんですが、この管理運営事業ということに対する効率性ですとか、あるいは、先ほどの採算性とか、こういうことのチェックというのは、区としてはどういうふう考えられているんですか。

関係職員 ここにはティアラこうとうだけでございますけれども、ほかの館も全部で含めると、相当数の金額をかけていまして、管理をお願いしているところです。

例えば効率性などの部分で、ティアラなどとの共催事業というのを、ティアラだけではなく、

文化センター全体で年間60回ぐらいやってございます。共催事業というのは、出演者の方に出演料を払うとかではなくて、会場使用料は取らない、そのかわりコンサートなり公演をやっていただいて、チケットの売上を収入として、財団のほうは10%をチケット売上のほうからいただくという。そういったことをやると、なかなか聞けない、レベルの高いコンサートですとか、そういったものが開催されるということで、そういった施設を利用した仕組みで、バラエティのあるコンサートをやっていくというような工夫をやってございます。

それと、採算性については、これも指定管理を、今回5年間の後、また今後5年間ということで、新たに指定管理を結んだわけなんですけど、その過程で、やはりかなりハードルの高いチェックをさせていただいて、その中で、きちんとした財政効果、あるいは縮減の努力といったものをお出しいただいた上でやってございますので、それについては自信を持って考えてございます。

委員　それで、関連してなんですけれども、先ほどさまざまなソフトと申しますが、イベントも含めて、相当特徴的なこともなさっているということなんですけど、一方で、今まさにご説明いただいたような、経営と申しますが、運営の部分でも、そういった、きちっと抑制のきいたと申しますが、かなりさまざまなチェック機能が働く中で、創意工夫で展開しているというあたりは、あわせて、むしろアピールとまではいかななくても、そこは積極的にご説明されていくということは意味があることだと思いますけれども、このあたりは、私が単に不勉強なのかもしれませんけれども、どういった形の対応でなさっているかというあたり、すいません、この機会です。

関係職員　5年間の指定管理を受けるに当たって、事業計画を出しているんですけれども、そのほかにも、毎年度、区のほうの予算という形では、補助金と、あと、施設管理の委託料ということで、文化観光課が予算要求をするんですね。それで、その下資料の作成というものについては、財団が作成をしております。文化観光課のほうは、その財団が作成した資料を査定することによって、区としての予算要求を行い、その金額について、今度、財政課が査定をするということで、ある意味、財団がつくったスキームについて、二重のチェックを毎年度かけているということでございます。

委員　よくわかりました。ありがとうございます。

委員　すいません、予算の話になりましたので、公会堂の管理運営事業が、23年度予算で3億5,300万ぐらいですね。たまたま文化コミュニティ財団の23年度の事業計画の予算の中に、管理受託収入というのがあるんですけれども、これは、この金額を含んだ数字というこ

とでよろしいですかね。管理受託収入が8億2,000万というのがあるんですけど。

関係職員 私どもが区からいただいているお金というのは、施設を管理する部分での受託収入。施設の管理については、区からの委託を受けている形で、その事業を受託してやっているということなんですけれども、それ以外にも、自主事業ということで、財団が区から補助金を得て事業を実施するという形態をとっておりますので、私どもとすると、事業を行うための補助金と、あと、施設管理を行うための受託収入の、あとは、人件費の部分でも補助金という形でいただいているんですが、その3本が、区からいただいているお金の主要な部分を占めております。

委員 補助金が10億余りあるんですけども、その中のほんの一部が、この公会堂のこの数字だということですね。

関係職員 財団全体で見ますと、129名の職員がおりますので、区から派遣されている者もいるんですが、そういった者の人件費。そういったメンバーも、実は芸術文化の専門性をもった者もたくさんあって、それぞれが自主的に講座を企画できる力を持っている者がメンバーとなってございます。そういった人件費も含めてということでございます。

委員 すいません、時間が来ているので、言いそびれるといけないので、あと1点だけ、これはお願いといたしますか、ここの地域振興部の管轄ではないかもしれませんが、ティアラこうとうはすごくいいんですけども、他区からの評判では、何と云っても駅から遠い、暗いというのがありましてね。運動場とか、前が公園ですので、わかるんですけども、夜は暗すぎるので、帰り、住吉駅まで歩いていくのに、もう少し明るい道を通りたいということもありますので、あの辺を何か明るい通りにならないものかというのは常々思っていて、こういう機会でないで申し上げることができないかなと思って、意見として言わせていただきました。

委員 ちょっとピンポイントのご意見が出ましたが、全体の文脈の中で、今出された意見ですので、そういった形でお聞き取りいただければと思います。

よろしいでしょうか。最後に私から1点だけなんですけど、半分まとめになってしまうかもしれないんですけども、この施策自体、地域振興部さんが単独でなさっていらっしゃるんですけども、やはりさっきの文化財保護の話にしても、あと、今後半のほうでお話があった、例えば、区民参加型で新しい芸術文化活動みたいなものが生まれてくるという話にしても、ちょっと抽象的な言い方になるんですけども、これはここだけにとどめておくのは余りにももったいないという感じがしていて、先ほどの文化財保護の例で言えば、教育等との連携、それから、さっき委員がおっしゃられた多文化共生の視点も入ってくる。

もっと言えば、例えば、これはちょっと大きい話になってしまうんですけども、最近、ヨーロッパ、アメリカでは、創造都市論という、文化活動をベースにして、産業振興までやっちゃおうというのが、例えばロンドンとか、サンフランシスコですとか、ニューヨークなんかでも起きていると。江東区というのは、メガシティの東京のまさに中心部の下町エリアにあるわけで、そういった意味でも、何かしらのポテンシャルの接点はあるかもしれないという中で、やはり施策を超えた部署間の連携という部分については、今後、ティアラこうとうの管理運営事業の中でも、なかなか難しいかもしれませんが、庁内連携というのはぜひ意識的に進められると、より発展した形が見えるのではないかと、印象として大変強く思いました。それぐらい、特に文化財の保護については、江東区さんのポテンシャルというのは非常に高いと感じております。

ということで、時間は10分過ぎましたが、以上で施策の20番のヒアリングについては終了とさせていただきます。

なお、本日の質疑応答を含めまして、各委員より評価シートを作成し、お渡ししたいと思いますので、ご参考いただければと思います。

最後に、事務局から連絡事項がございますので、よろしく願いいたします。

事務局 本日は長時間にわたり、どうもありがとうございました。また、関係部課長さん、どうもありがとうございました。

事務局からは、事務的なご連絡で3点でございます。いつものご連絡が2点です。外部評価のシートでございますけれども、作成をお願いいたします。本日メールでデータ形式で書式を送付させていただきます。締め切りは、7月27日でございます。担当の職員までご返送をお願いしたいと思います。

それから、請求書を机上に載せてございますけれども、住所と氏名をご確認の上、ご捺印をお願いいたします。

最後に、来週月曜日、7月25日のヒアリングは、班別ではなくて、全体で行わせていただきます。6時半ではございませんで、午後7時までに庁舎の7階の71会議室のほうにお集まりをお願いしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

班長 どうもありがとうございました。それでは、最後に、時間が超過してしまいましたことを、進行役として不手際がございまして、まことに申しわけございませんでした。長時間、どうもありがとうございました。本日はこれで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

いました。

了